

中野市火入れに関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野市火入れに関する条例（令和7年中野市条例第 号。以下「条例」という。第17条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第2条に規定する申請は、火入れ許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の提出部数は、2通とする。

(許可証の交付)

第3条 条例第4条第1項に規定する火入れ許可証は、様式第2号に定めるところによる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

火入許可証

第 号
年 月 日

様

中野市長



年 月 日付けで申請のありました火入れは、次のとおり許可します。

火入場所	
面積	総面積 ヘクタール
目的	
期間	年 月 日から 年 月 日まで(日間)
火入責任者	
指示事項	
備考	

(注)

- 1 この許可証は、火入れに際し必ず携帯し、係員等から求められたときは、提示してください。
- 2 この許可証は、紛失しないように保管し、火入れ終了後は必ず返納してください。